

平成28年度

火葬料差額助成金

評価表 NO.

13

所管部課名	環境課	担当者	柿内嘉子					
事務事業名	葬斎場管理費							
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例、薩摩川内市火葬料差額助成金交付要綱							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成28年度 予算額	195千円	国県支出金	0千円	一般財源	195千円	その他	0千円	その他の内容
		指標名		目標値		目標年度		
成果指標①	市内葬斎場使用実績及び助成実績の動向等					平成33年度		
成果指標②								
補助対象者	(1)死亡又は死産に伴う火葬の場合、当該火葬の許可を申請した者 (2)改葬に伴う火葬の場合、当該改葬の許可を申請した者							
補助対象経費	本市市民が死亡した場合、又は本市市民が胎児を死産した場合、並びに本市市民が墓地又は納骨堂の遺骨を改葬した場合の火葬に係る市外火葬料とする。							
補助対象事業・活動の内容	火葬業務							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	市外火葬料のうち、当該市外火葬料が市内火葬料を上回る場合の差額(上限15,000円)							
上記項目の積算方法	市外火葬料 - 市内火葬料 = 差額助成金(上限15,000円)							
補助を 受ける 事業 (団体) 等の 決算 状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入					0	
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		(前年度繰越金)						
		計	0				0	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
		計	0		0		0	
		支出計/前年度支出計						
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数								
成果指標の推移①								
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】 【その他】		平成25年度「現状のまま継続」 一人暮らしの高齢者の増加に伴い、市外に住んでいる家族の元で最後を迎えるケースが多くなり、差額助成の申請も増加傾向にある。					

別紙参照

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	火葬は、親族の間で行われる行事として市民生活の中で誰もが執り行う可能性があり、その火葬料の公平性を保つことは公益性があると考ええる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	火葬料は、本市においても他市町村においても、市外の利用者に対して高めに設定しているが、市外の葬場で火葬を行うことは、故人が生前入院していた病院があったり、親族が住んでいたり、やむを得ない事情があることから、行政が市民の公平な火葬料の負担のために助成を行うことの必要性は十分あると思われる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	助成制度により、やむを得ない事情による市外火葬について、市内料金とほぼ同等の火葬料の負担となっはいるが、近年、県外の葬斎場利用者の申請が見うけられ、高額になってきている。(平成27年度実績のうち最高額90,000円)
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市外での火葬は本市で実施できない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	本市の火葬料金を基準に助成している。なお、上限を設定することにより、過度な助成とはなっていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	市外料金が設定されている限り、半永続的な助成制度と考える。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	火葬業務は、必要不可欠な業務である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	適当な政策手段は、差額助成以外に考えられない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	特別な事情による市外での火葬に対する火葬料の公平な市民負担を行うため公費を充てることは妥当だと考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止		≪まとめ≫
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		

火葬料差額助成の状況

別紙

H28. 5. 30環境課作成

1 火葬料差額助成金交付要綱の概要について

(1) 目的	地域的事情や特別な事情により、本市内の葬斎場において火葬が行われず、市外の葬斎場において火葬が行われた場合の火葬料に対し市民の負担の軽減を図るため。
(2) 要件	①本市市民（本市に住所を有する者）が死亡した場合 ②本市市民が胎児を死産した場合 ③本市市民が墓地又は納骨堂の遺骨を改葬した場合
(3) 対象	①死亡又は死産に伴う火葬の場合、当該火葬の許可を申請した者 ②改葬に伴う火葬の場合、当該改葬の許可を申請した者
(4) 助成	市外火葬料のうち、当該市外火葬料が市内火葬料を上回る場合の差額とする。 ただし、1件につき15,000円を限度とする。
(5) 留意事項	<p>※さつま町との取り扱い</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【さつま町との取り扱い】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【通常】</p> </div> </div> <p>※ 通常は、申請者が火葬料を支払った後、薩摩川内市に対し助成金の交付を受けるが、さつま町の火葬の場合は、入来、祁答院地域の市民は、薩摩川内市の市内火葬料を市へ支払い、市が町外料金をさつま町に納めている。</p>

2 火葬料差額助成金の実績

(1) さつま町以外 火葬を行った市民に補助金で支出 (単位：件、円)

火葬場の 所在市町村名	H25		H26		H27		計		備考
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	
鹿児島市	5	75,000	7	28,000	3	12,000	15	103,000	
いちき串木野市	5	53,000	6	90,000	7	105,000	18	143,000	
さつま町	1	15,000	1	6,500	2	30,000	4	21,500	
始良市			2	30,000	3	45,000	5	30,000	
伊佐市			1	15,000			1	15,000	
曾於市			1	3,000			1	3,000	
福岡県糸島市	1	15,000					1	15,000	
兵庫県明石市	1	15,000					1	15,000	
岡山市			1	15,000			1	15,000	
計	13	173,000	19	187,500	15	192,000	47	360,500	

(2) さつま町 火葬実績に対し薩摩川内市がさつま町に負担金で支出 (単位：件、円)

火葬場の 所在市町村名	H25		H26		H27		計		備考
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	
さつま町	97	1,940,000	106	2,103,000	120	2,400,000	323	4,043,000	

○薩摩川内市火葬料差額助成金交付要綱

平成16年10月12日

告示第69号

改正 平成19年3月28日告示第131号

平成24年2月27日告示第103号

平成25年9月25日告示第709号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、火葬料差額助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、地域的事情や特別な事情により、本市内の葬斎場において火葬が行われず、市外の葬斎場において火葬が行われた場合の火葬料に係る市民の負担の軽減を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的に、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内火葬料 薩摩川内市葬斎場条例（平成16年薩摩川内市条例第169号）別表で定められている死亡者（死産児の場合は母、改葬骨の場合は使用者）の住所が本市にある場合に適用する火葬料をいう。

(2) 市外火葬料 市外に存する葬斎場が定めている火葬料をいう。

(助成の要件)

第4条 助成の対象は、次の各号のいずれかに該当する場合における火葬とする。

(1) 本市市民（本市に住所を有する者（市長が公益上その他特に必要と認める者を含む。）をいう。以下同じ。）が死亡した場合

(2) 本市市民が胎児を死産した場合

(3) 本市市民が墓地又は納骨堂の遺骨を改葬した場合

(助成対象者)

第5条 助成金の助成を受けることができる対象者（以下「助成対象者」という。）

は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 死亡又は死産に伴う火葬の場合 当該火葬の許可を申請した者

(2) 改葬に伴う火葬の場合 当該改葬の許可を申請した者
(助成対象経費)

第6条 助成の対象とする経費は、第4条各号に規定する場合の火葬に係る市外火葬料とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、前条の市外火葬料のうち、当該市外火葬料が市内火葬料を上回る場合の差額とする。ただし、1件につき1万5,000円を限度とする。

(交付の基準)

第8条 助成金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを行わない。

(1) 第4条から前条までに規定する要件等を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、助成金を交付することが適当でないと認める場合

(助成金の交付申請)

第9条 助成対象者は、第7条に規定する助成金の交付を受けようとするときは、火葬料差額助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市外の葬斎場において火葬を行ったこと及び市外火葬料を支払ったことを証する書面を添えて、火葬を行った日の翌日から起算して6箇月以内に市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、火葬料差額助成金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、当該助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成対象者は、決定通知書を受理したときは、市長の指示するところにより、当該助成金の交付を請求することができる。

(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、助成対象者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成対象者が虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けていると認めるとき、又はこの告示に規定する義務に違反していると

認めるときは、当該交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができ
る。

(成果)

第14条 この助成金の交付を通じて得ようとする成果は、地域的事情等にかか
わらず、火葬に係る公平な市民サービスを提供することとする。

(見直しの期間)

第15条 助成金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第16条 助成金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、市内葬斎場使
用実績及び助成実績の動向等を指標に用いて測定するものとする。

(助成金の交付を受けた者の責務)

第17条 助成金の交付を受けた者は、本市の環境政策の円滑な実施に積極的に
協力するよう努めるものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市
長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月12日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日告示第131号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月27日告示第103号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年9月25日告示第709号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。